

広島地方裁判所三次支部令和5年令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

文書提出命令申立書(1)の訂正願書

原告 高野 邦 夫

被告 福永 孝

令和6年3月13日作成

広島地方裁判所三次支部 御 中

記

既提出の文書提出命令申立書(1)中の文書の所持者を福永孝弁護士のみとし、**警察本部
監察室**を削除する訂正を御願いたします。

1.原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である福永孝弁護士=**警察本部監察室**に対し、当該文書の提出を求める申立てをします。

2.三 文書の所持者

被告=福永孝弁護士=**警察本部監察室**

以上原告 高野 邦 夫